

審査基準整理票

処分名	入居後の同居の承認		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	(条項) 第11条の2第1項	
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例及び 〃 条例施行規則	(条項) 第11条の2第1項 及び第15条	
所管部署	都市計画部 住宅課 管理係		
標準処理期間	20日	法定処理期間	一日

- 【審査基準】
- ・文書の名称【】
 - ・掲載図書等【】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第11条の2第2項の規定により、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第15条第2項及び第3項に規定する条件に該当することを基準とする。なお同条第2項に規定する「やむを得ない事情があると認められるとき」とは、近親者が皆無に等しいため複数の連帯保証人の選定に相当の時間を要する場合等をいい、同条第3項に規定する「特別の事情があると認めるとき」とは、第1項の規定による連帯保証人について市長が認める近隣市町村の区域に居住する者とができる場合をいう。

参考

[根拠法令]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例

第11条の2 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

[基準法令]

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

第15条 入居者は、市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするとき(出生によるときを除く。)は、市営住宅同居承認申請書(様式第10号)を、同居させようとする親族の収入の額を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 条例第11条の2第2項の入居者の資格を参酌して規則で定める条件は、次の各号のとおりとし、市長は、当該各号のいずれにも該当し、かつ、やむを得ない事情があると認められるときに限り、同居の承認をするものとする。

- (1) 同居させようとする親族が3親等以内の親族(婚姻又は養子縁組の予約者を含む。)であること。ただし、その同居が社会通念上不自然な世帯分離又は家族構成でないと認められる場合に限る。
 - (2) 条例第4条第1項第4号及び第6号の条件を欠くこととなること。
 - (3) 入居者が条例第36条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当していないこと。ただし、同項第2号に該当する場合であっても、同居させようとする者が同居することにより同号の事由を解消できると認められるとき(入居者及び同居させようとする者から文書により滞納家賃の納付の誓約があるときに限る。)は、この限りでない。
 - (4) 同居させようとする者が、市営住宅の入居者若しくは同居者として条例第36条第1項第1号から第6号までの規定による市営住宅の明渡しの請求を受けたこと(未成年の同居者であった場合等自己の責めに帰することができない事由により明渡しの請求を受けた場合を除く。)又は市営住宅の不法占有者として市営住宅の明渡しの請求を受けたことがないこと。この場合において、これらの請求を受けたことがある場合であっても、当該市営住宅の家賃若しくは家賃相当損害賠償金又は条例第36条第8項に規定する明渡しに要した費用で市が負担したもの(これらの債権が消滅時効にかかる場合にあっては、その時効を援用することなく)全額納付したときは、これらの請求を受けたことがないものとみなす。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、社会通念上同居を認めることが適当であると認められる特別の事情があるときは、同居を承認することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。